

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◆ 定款上の絶対的記載事項

Q : 私は、現在の個人企業を、株式会社にしようと思っています。株式会社の設立には、まず、定款を作らなければならないようですが、定款に必ず記載しなければいけないことを教えてください。

A : 定款に必ず記載しなければならない事項のことを絶対的記載事項といい、ひとつでも欠けると、定款全部が無効になります。

【解説】

株式会社の場合、定款の絶対的記載事項は次のとおりです。

- (1) 商号・会社の名前
- (2) 本店の所在地・会社の主たる営業所、つまり、会社の住所
- (3) 会社が公告をする方法・官報、または時事に関する記事を書いている日刊新聞紙に掲載しなければなりません
- (4) 額面株式を発行するときは1株の金額・額面株式を発行するときは、1株の金額を記載しなければなりません
- (5) 会社が発行する株式の総数・会社の発行予定株式数で、授權資本といわれるもの
- (6) 会社の設立に際して発行する株式の総数ならびに額面・無額面の別および数・設立に際して発行する株式の総数は、会社が発行する株式の総数の4分の1を下ってはいけません
- (7) 目的・会社がその営利目的を達成するため営む事業のこと
- (8) 発起人の住所・氏名・発起人全員の住所氏名

